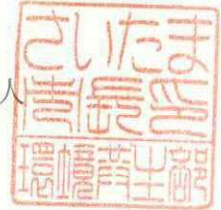


令和元年 9 月 6 日

国土交通省関東地方整備局

関東地方整備局長 石原 康弘 様

さいたま市長 清水 勇人



意 見 書

さいたま市環境影響評価条例第 11 条第 1 項の規定により荒川第二・三調節池事業環境影響評価調査計画書について、下記のとおり意見を述べます。

記

荒川第二・三調節池事業に関する環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）については、次の事項を勘案して作成すること。

1 総括事項

- (1) 準備書は、さいたま市環境影響評価技術指針及び同手引に従って作成すること。
- (2) 準備書は縦覧に供することから、その作成にあたっては、難解な表現を避け、専門用語には注釈を加えるなどして、一般に分かりやすいものとなるよう配慮すること。

2 調査方法

(1) 全体事項

本事業は、川の中に囲繞堤を新設し、高水敷を調節池化するものである。そのため囲繞堤および越流堤の高さによって、事業実施後の調節池（現在の高水敷）の冠水頻度、冠水期間及び冠水面積の変化が予

想される。冠水頻度、冠水期間及び冠水面積の変化は多数の評価項目に影響があると考えられることから、様々な知見を取り入れ、起こりうる事象を勘案の上、予測及び評価すること。

(2) 大気質

ア 二酸化窒素濃度の調査・予測

自動車や建設機械作動時に排出される窒素酸化物は、その大部分が一酸化窒素として排出された後に時間と共に酸化されて二酸化窒素に変化することから、調査・予測にあたっては、二酸化窒素と同時に一酸化窒素濃度も対象とすること。

イ 複数の影響要因の重合による評価

大気質の測定は、建設機械の稼働と資材運搬等の車両の走行が最大となるきを想定し、かつ両方同時に稼働している場合の最大値を考慮すること。

(3) 騒音

ア 建設機械の稼働に伴う騒音の評価

堤体等の工事(掘削含む)の建設工事用機械の稼働に伴う騒音について、環境影響評価法に基づく基本的事項に、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標が設定されている場合は、それについて検討されるものとなっていることから、環境基準で評価すること。

イ 学校環境衛生基準

建設工事用機械の稼働に伴う騒音について、長期間の事業になるため、事業地周辺の学校について、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準に基づいて評価すること。

ウ 予測・評価

長期間の事業になることから、騒音の測定については、最盛期を設定するとともに、測定時期を振り分け、車両の走行が集中するルート等を十分勘案の上、予測及び評価すること。

(4) 水質・水象

ア 水質への影響

越流堤を越えて調節池に流れ込む水は、水面付近の水のため、水よりも比重の小さい無機および有機物(浮遊物)が大量に流れ込み、さらに排水の際は貯留されていた期間に増加した有機物が川に流れ

出すことが考えられる。それらの有機物の処理や影響についても検討すること。

イ 予測・評価

水質・水象の予測評価においては、築堤高さ、冠水状況の変化、調節池の運用方法を考慮すること。

(5) 動物・植物・生態系

ア 生態系の変化

調節池の建設により、囲繞堤の築堤、土地利用の変化及び冠水状況の変化が生じることから、川と高水敷を利用している生態系への影響を加味し、予測及び評価を行うこと。また、囲繞堤の高さと生態系に与える影響の関係を調査するとよい。

イ 動物・植物・生態系への影響

第一調節池事業の実施状況を踏まえ、事業実施による動物・植物・生態系への影響を考慮すること。

(6) 自然とのふれあいの場

自然とのふれあいの場として利用している関係者と意見交換等を行い、工事の実施に伴う自然とのふれあいの場への交通手段への影響や交通手段の阻害の程度などを考慮して、予測及び評価を行うこと。

(7) 地域交通

地域交通の評価方法について、交通安全に関する評価については定性的な評価になる場合であっても明記すること。